

- (1) 個人番号カードの配布を目前に控え、個人番号カード及びこれを活用して提供される公的個人認証サービスの普及等を通じ、番号制度の円滑な運用の確保が重要である。
- (2) これまで、共通ID利活用ワーキングにおいて、上記普及推進に資するユースケースを設定し、関係者に生ずるコストや作業の明確化を図ってきたところ。ケースによっては、事業化に向けた検討も可能な状況であり、政府の成長戦略などにも目標が明記されている。
- (3) 以上を踏まえ、今後は、引き続き通信、放送、郵便分野など幅広い事業者の参加を得て、
 - ① 利便性の高いユースケースの実証と、事業化に向けたシステム面・制度面の課題の明確化を図るとともに、
 - ② 事業化可能と考えられるケースについては、今後のアクションプランの具体化を図る。

個人番号カード・公的個人認証サービスの普及推進に関する検討体制

(利活用方策の例)

- 1) コンビニ交付(戸籍、イベントチケット等)
- 2) クレジットカード・サービスとの紐付・連携
- 3) 個人番号カードに対応したCATV・STBの実用化
- 4) 電子調達・電子私書箱における活用(制度面・システム面の課題明確化)
- 5) 個人番号カードの活用事例の横展開(LG-WAN・ASPの活用等)
- 6) SIMカードへの証明書のダウンロード

個人番号カード普及に関する検討

- 1) 個人番号カードの具体的な利活用方策、普及推進策など
- 2) 地方公共団体等における個人番号の具体的な利活用方策、海外居住者への行政サービス提供の方法等

公的個人認証サービス普及推進に関する検討

- 1) 下記の事業分野等における公的個人認証サービスの利活用方策
 - ① CATV等放送事業
 - ② 通信事業
 - ③ 郵便事業
- 2) 行政分野における公的個人認証サービスの利活用方策
- 3) その他公共分野における利活用方策